

離島漁業再生支援交付金実施要領の運用

平成17年4月1日16水漁第2498号水産庁長官通知

改正 平成21年4月1日20水漁第2741号

第1 対象地域

1 基準日

- (1) 実施要領第4の「対象地域」を定めるにあたっては、平成17年4月1日現在の実施要領第4の1の(1)から(4)までに定める地域(以下「4法地域」という。)、航路距離及び平水区域を基準とする。
- (2) 平成17年4月1日以降、4法地域、航路距離及び平水区域が変更された場合、対象地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 新たに実施要領第4の1の一般離島の要件に該当することとなった離島は、当該年度から一般離島とする。
 - イ 新たに実施要領第4の2の本土から一定距離未滿の離島の地域に該当することとなった離島の地域については、地理的・経済的・社会的な不利性が高いとして、都道府県知事が客観的なデータに基づき、特に認めた場合は、当該年度から特認離島とする。
 - ウ 平成17年4月1日時点で4法地域の解除の変更の予定、航路距離の変更の予定及び平水区域の変更の予定があり、その結果対象地域に該当しないこととなる離島については解除年度以降対象としない。ただし、平成17年4月1日時点で当該地域の解除の予定がない地域については、解除年度以降、解除年度以前に一般離島、特認離島であった地域においては、それぞれ一般離島、特認離島とする。

2 特認離島について

- (1) 都道府県知事は、実施要領第4の2の特認離島の認定に当たっては、水産庁長官が別に定めるガイドライン(以下「特認離島のガイドライン」という。)を参考にして、地理的・経済的・社会的条件による不利性、地域漁業の現状、地域における漁業の重要性、漁場の状態を総合的に勘案し、客観的なデータをもとに、審査認定を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、特認離島の認定を行う前に、水産庁長官に特認離島とする意向がある離島の地域及びその認定する理由についてあらかじめ通知することとし、水産庁長官は、必要に応じ、各都道府県と調整を行うものとする。

また、水産庁長官は、調整結果を、参考様式第1号により都道府県知事に(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して)通知する。
- (3) 都道府県知事は、特認離島を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

3 その他

- (1) 実施要領第4の「本土」とは、北海道、本州、四国及び九州をいう。
- (2) 航路距離は、離島と本土又は本土と架橋により結ばれている離島との最短の航路距離をいう。

第2 市町村離島漁業集落活動促進計画（以下「促進計画」という。）

1 促進計画の区域

促進計画の区域については、基本的に市町村を単位として策定するものの、一つの市町村の中に異なる離島や海域が複数ある場合は、島や海域ごとに促進計画を策定してもよいものとする。

2 促進計画の内容

促進計画の内容については、次の事項を参考に記載する。

- (1) 実施要領第5の1の(2)の「対象区域、漁業集落及び地域の漁業の現状」については、実施要領第4のうち、当該市町村に所在する一般離島、特認離島、航路距離及び平水区域内外、漁業集落及び地域の漁業の現状について記載する。
- (2) 実施要領第5の1の(3)の「漁業の振興方向に関する目標」については、集落人口の維持・増加、漁業世帯数の維持・増加、漁業経営体数の維持・増加、漁業就業者数の維持・増加、主業的漁家数の維持・増加、中核的グループ数の維持・増加、漁業生産量の維持・増加、のべ操業日数の維持・増加、漁業生産額の維持・増加、平均漁家所得の維持・増加、漁場管理活動の回数の維持・増加等の中から市町村の目標として適切なものを選択し、目標達成のために講ずべき漁業再生活動等とともに記載する。
- (3) 実施要領第5の1の(4)の「集落協定の共通事項」については、実施要領第5の1の(3)で定めた目標を達成するために、対象漁業集落が集落協定において特に定めるべき事項(実施要領第6の3の(1))について記載する。
- (4) 実施要領第5の1の(6)の「関係機関との連携」については、市町村及び対象漁業集落と関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合等の関係機関との連携及び連絡体制について記載する。
- (5) 実施要領第5の1の(7)の「交付金の使用方法」については、地域の実情を踏まえ市町村が望ましいと考える使用方法について記載する。
また、対象漁業集落への交付額の概ね1/2以上を当該漁業集落の共同取組活動（漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い、実施要領第6の3の(1)のキ及びクのうち対象漁業集落の構成員が共同で取り組むものをいう。）に充てることが望ましい旨を記載する。
- (6) 実施要領第5の1の(8)の「交付金の返還等」については、実施要領第6の8及びこの運用第8に即して記載する。
- (7) 実施要領第5の1の(9)の「集落協定等の公表」については、実施要領第11及びこの運用第14に即して記載する。
- (8) 実施要領第5の1の(10)の「取組状況等の評価」については、評価の実施時期等について記載する。
- (9) 実施要領第5の1の(11)の「その他必要な事項」については、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める実施要領第5の1の(1)から(10)まで以外の事項について記載する。

3 促進計画の認定

- (1) 市町村長は、促進計画認定(変更)申請書(参考様式第2号)に促進計画(参考様式第3号)を添付の上、当該年度の4月30日(平成17年度については、7月31日)までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 促進計画の提出を受けた都道府県知事は、対象地域、漁業集落等の記載内容について審査し、適正であると認められる場合は認定をし、参考様式第4号により市町村長に通知する。

第3 対象漁業集落

- 1 実施要領第6の1の(1)の「代表者、組織、地区及び運営についての規約」(以下「規約」という。)は参考様式第5号を参考に作成する。
- 2 実施要領第6の1の(1)の「地区」は、漁業センサスの漁業集落の定義を満たす複数の漁業集落を一つの地区とみなすことができる。
- 3 実施要領第6の1の(4)の「漁業生産・加工・流通のいずれかで、漁業経営に必要な共同作業」とは、共同作業のガイドライン(別記1)に例示する取組をいう。

第4 対象行為

実施要領第6の2の「計画期間を通じて行われる漁業再生活動」とは、漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い、漁場の生産力の向上に関する取組及び集落の創意工夫を活かした新たな取組を毎年度実施することをいう。

第5 集落協定

- 1 集落協定の内容等
 - (1) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。
 - ア 実施要領第6の3の(1)のイの「構成員」については、対象漁業集落の全構成員の氏名を記載する。
 - イ 実施要領第6の3の(1)のイの「漁業世帯」については、漁業センサスの漁業世帯の定義に該当するものであること。なお、漁業世帯については、複数の対象漁業集落の協定対象漁業世帯となることはできないものとする。
 - ウ 実施要領第6の3の(1)のイの「集落協定の管理体制」については、代表者、書記、会計等の役割分担を記載する。
 - エ 実施要領第6の3の(1)のウの「計画期間」については、集落協定を締結した年度から5年間の期間を記載する。
 - オ 実施要領第6の3の(1)のエの「対象漁業集落の地区及び対象とする海域」については、岬、灯台、海岸線の区域、沖出しの長さ等を用いて具体的に記載するとともに、海域の図を添付する。ただし、海域の図によって海域の特定が十分になされていれば、記載を省略することができる。
 - カ 実施要領第6の3の(1)のオの「対象漁業集落の目標」については、促進計画で定めた市町村の目標と同じ指標を用いて対象漁業集落の目標を記載する。
 - キ 実施要領第6の3の(1)のカの「対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向」については、対象漁業集落の漁業の現状を踏まえた、今後の対象とする海域の利用、

漁場利用に関する新たな取組を記載する。

ク 実施要領第6の3の(1)のキの「漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項」については、(ア)から(ケ)の行為（国庫補助事業の補助対象として行われている行為を含まない。）を、一つ以上記載する。

- (ア) 種苗放流
- (イ) 藻場・干潟の管理・改善
- (ウ) 産卵場・育成場の整備
- (エ) 水質維持改善
- (オ) 植樹・魚付き林の整備
- (カ) 海岸清掃
- (キ) 海底清掃
- (ク) 漁場監視
- (ケ) その他

ケ 実施要領第6の3の(1)のクの「創意工夫を活かした新たな取組に関する事項」については、創意工夫を活かした漁業生産・加工・流通に関する新たな取組を記載する。なお、この場合、漁業者自らが取組を行い、集落内での普及・定着を目指すものであって、当該対象漁業集落にとって初めての取組（当該集落内で一部行われているが普及・定着が十分でないもの、長期間行われていない漁業・漁法の復元を含み、国庫補助事業の補助対象として行われている行為を含まない。）であることが必要である。

コ 実施要領第6の3の(1)のケの「交付金の使用方法」については、集落協定の管理体制における担当者の報酬、交付事務の委託料、話し合い・備品に関する経費、漁場の生産力の向上に用いる経費、創意工夫を活かした新たな取組に要する経費等の支出について記載する。

サ 実施要領第6の3の(1)のコの「連絡体制」については、対象漁業集落の代表者及び副代表者等の連絡先について記載する。

シ 実施要領第6の3の(1)のサの「その他必要な事項」については、集落の実状に応じて、集落協定に盛り込むべき事項として市町村が特に認める事項について記載する。

- (2) 市町村は、促進計画に即し、対象漁業集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を対象漁業集落の共同取組活動に充てるよう指導する。
- (3) 集落協定は平成18年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の対象漁業集落が、次年度以降にこれらの集落協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、平成21年度までとする。）。

2 集落協定の認定等

- (1) 実施要領第6の3の(3)の集落協定を策定又は変更しようとする対象漁業集落は「離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書(参考様式第6号)」に規約、集落協定(参考様式第7号)を添付するとともに、協定対象漁業世帯から提出された漁業所得調書(参考様式第8号)を取りまとめ、市町村長に当該年度

の6月30日（平成17年度においては、当該年度の8月31日）までに提出する。

(2) 市町村長は集落協定が促進計画に即していると認められるときは、実施要領第6の3の(3)に基づき、対象漁業集落の代表者に「離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定書(変更認定書)(参考様式第9号)」により、当該年度の7月31日（平成17年度においては、当該年度の9月30日）までに通知する。

(3) 集落協定の変更認定事項

実施要領第6の3の協定内容の変更にあたって、市町村長の認定を要する事項は次のとおりとし、その他の事項については市町村長への届出とする。

(ア) 協定対象漁業世帯数の変更

(イ) 目標の変更

(ウ) 漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項の変更

(エ) 集落の創意工夫を活かした新たな取組に関する事項の変更

第6 実施状況の報告

1 実施要領第6の6の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに、「離島漁業再生支援交付金実施状況報告書（参考様式第10号）」により行うものとする。

2 対象漁業集落は、1の報告を行う場合、別記2のとおり、記載するとともに、写真、調査結果、日報等の添付を行うものとする。

第7 実施状況の確認

1 市町村長は、実施要領第6の7の(1)の基本加算交付額に関する対象漁業集落の意向及び集落協定で定められている事項の実施状況の確認については、第6に基づき報告された書類等の書類審査及び現地確認により確認する。

2 集落協定に定められた漁業再生活動の実施状況の確認については、別記3のとおりとする。

3 1の確認は、対象行為が実施された年度と同一年度内に行うものとする。

4 実施要領第6の7の(2)の確認事務の実施体制については、別記4のとおりとする。

第8 交付金の返還等

1 実施要領第6の8の(1)の「水産庁長官が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付金の返還

ア 漁場の生産力の向上と利用に関する話合いが行われなかった場合は、対象漁業集落に対して交付した交付金を集落協定認定年度に遡って返還する。

イ 漁場の生産力の向上に関する取組が行われなかった場合は、対象漁業集落に対して交付した交付金を集落協定認定年度に遡って返還する。

ウ 集落の創意工夫を活かした新たな取組が計画期間中に全く行われなかった場合は、対象漁業集落に対して交付した交付金を集落協定認定年度に遡って返還する。

エ 集落協定に定められた取組の実施以外の目的に交付金が使用されていると認めら

れる場合は、対象漁業集落に対して交付した交付金を集落協定認定年度に遡って返還する。

(2) 交付金の減額

集落の創意工夫を活かした新たな取組が行われない年度においては、交付金の3/10を減額し交付する。

ただし、集落協定認定年度にあつては、これを適用しない。

2 返還等の免責事由

1において、自然災害その他やむを得ない理由により、集落協定により計画されている対象行為が実施されなかった場合には、1の(1)に定める交付金の返還又は(2)に定める交付金の減額を行わないこととする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該対象漁業集落については当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

3 返還の手続き

(1) 市町村長は、1の(1)の集落協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者に速やかに通知し、1の(1)の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

(2) 市町村長は、集落協定代表者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

4 減額の手続き

(1) 市町村長は、1の(2)の集落の創意工夫を活かした新たな取組が行われない年度においては、当該年度内に当該集落協定代表者に通知し、1の(2)の措置に基づき、減額交付するものとする。

(2) 市町村長は、(1)に該当する漁業集落がある場合であつて、かつ都道府県知事が既に交付されている当該年度の交付金の額が、当該年度に漁業集落（減額交付漁業集落含む）に交付するのに要する都道府県知事からの交付額を上回る場合には、その差額を都道府県に返還するものとする。

第9 交付金の会計経理

1 証拠書類の保管

市町村及び交付金の交付を受けた対象漁業集落は、次の証拠書類を保管するものとする。

(1) 市町村

ア 予算書及び決算書

イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ 集落協定の申請書類及び承認書類

エ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた対象漁業集落

ア 集落協定認定書

イ 金銭出納簿

ウ 領収書

2 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた対象漁業集落代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (2) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

第10 交付金の交付の終了

実施要領第6の10の(1)のイの「同一都道府県内の都市部の勤労者世帯の有業者一人当たりの平均勤め先収入」とは直近3ヶ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県庁所在地の年平均勤労者所得(月平均の農林漁家世帯を含む勤労者世帯(二人以上の世帯)の勤め先収入÷有業人員×12ヶ月)とする。

第11 都道府県の資金

1 資金の積立て

都道府県は、国から交付される交付金の全額を資金として積み立てる。

2 資金の管理・運用

- (1) 都道府県は、資金の管理・運用等について条例を定めて行う。
- (2) 都道府県における本資金の経理は、他の事業の経費と区分して行う。
- (3) 都道府県は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れる。
- (4) 都道府県は、平成21年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還する。

第12 交付金の交付方法

1 国は、漁業世帯数の総数及び集落協定の締結状況等を勘案し、都道府県が資金を積立てるための経費に交付金を交付する。

2 都道府県は、交付金を交付する市町村からの申請に基づき、実施要領第6の4の(1)の交付額の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

なお、都道府県知事は「離島漁業再生支援交付金所要額調書（参考様式第12号）」を毎年度9月末日までに水産庁長官（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）あてに提出するものとする。ただし、平成17年度においては、11月末日までに提出する。

3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、実施要領第6の4の(1)の交付額の範囲内で、同要領第6の7の実施状況の確認後、適正に対象行為が実施されていると認められる場合には、対象漁業集落に交付金を交付する。なお、その際、市町村は、代表者への支払額等を記載した交付金支払調書（参考様式第13号）を作成する。

第13 交付金の交付実績の報告

実施要領第10の交付金の交付実績の報告は、次により行う。

- 1 市町村長は、都道府県知事に「離島漁業再生支援交付金実績報告書(参考様式第14号)」を提出する。
- 2 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、水産庁長官（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に「離島漁業再生支援交付金実績報告書(参考様式第15号)」を提出する。

第14 実施状況の公表

- 1 国は都道府県ごとの、都道府県は市町村ごとの、市町村は集落ごとの次に掲げる事項等を公表する。
 - (1) 集落協定の概要
 - (2) 集落協定締結数、協定対象漁業世帯数及び交付額
 - (3) 漁場の生産力の向上に関する取組状況
 - (4) 集落の創意工夫を活かした新たな取組状況
- 2 国は、1の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。
- 3 都道府県及び市町村は、1の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表する。（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）

第15 交付金交付の評価

- 1 実施要領第12の交付金交付の評価は、原則として毎年実施する。
- 2 評価は、対象漁業集落としての目標、集落協定で規定した漁場の生産力の向上に関する取組、集落の創意工夫を活かした新たな取組等について行う。
- 3 市町村は、集落協定で規定した目標への取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行う。
- 4 市町村は、交付対象となった漁業集落が実施要領第6の10の(1)のいずれかの状況に至ったか否かを判断する。その場合、必要に応じ、対象漁業集落に対し、漁業所得調書を取りまとめ、提出するよう求めることができる。

(参考様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

水産庁長官



〇〇県における特認離島の設定(変更)について(通知)

このことについて、離島漁業再生支援交付金実施要領の運用(平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知)の第1の2の(2)に基づき、下記のとおり通知する。

記

(調整結果を記入)

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 印

市町村離島漁業集落活動促進計画認定(変更)申請書

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知)の第5の3に基づき、市町村離島漁業集落活動促進計画を添えて申請する。

(参考様式第3号)

〇〇市（町村）離島漁業集落活動促進計画

平成〇〇年〇月〇日策定

(記載例)

第1 趣旨

湧昇流に恵まれ、自然海岸や藻場が広がる〇〇市(町村)の海域は、良好な自然環境を有しており、〇〇市(町村)の漁業者にとって貴重な漁場であり、これまで、〇〇市(町村)の漁業者がこれらの海域環境を適切に管理することにより、これを保全するとともに周辺水域の有効利用を図ってきた。しかしながら、漁業が基幹産業である〇〇市(町村)においても、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、このまま放置すれば、〇〇市(町村)の漁業は一層衰退し、〇〇市(町村)の水産業・漁村における多面的機能も失われていく懸念がある。

このため、〇〇市(町村)は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて集落機能を再編し、必要な場合には既存の慣行を見直し、漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を継続的に実施する必要があることから、その取組の継続を下支えするために離島漁業再生支援交付金(以下「交付金」という。)を実施するものとする。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、本計画においては、地域の漁業の振興方向、集落協定の共通事項等について定めるものとする。

第2 対象区域、漁業集落及び地域の漁業の現状

- (1) 対象とする区域(一般離島、特認離島、平水区域内外、航路距離の記載を行う。)対象区域は別紙のとおりとする。
- (2) 漁業集落
漁業集落は別紙のとおりとする。
- (3) 地域の漁業の現状
地域の漁業の現状は別紙のとおりとする。

第3 漁業の振興方向に関する目標

将来における持続的な漁業再生活動を可能とするため、現状と5年後の漁業の振興方向に関する目標を定め、これらの目標の達成のための施策を講じるとともに、集落協定においては、以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

- (1) 地域の漁業の方向に関する目標

(例)

(2)～(4)を行うことにより、地域の漁業を活性化し、漁業就業者数を維持させる。

	平成17年4月現在	平成22年4月目標
漁業就業者数	〇〇〇人	〇〇〇人
うち主業的漁家数	〇〇漁家	〇〇漁家

注) 本目標については、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、中核的グループ数、漁業生産量、のべ操業日数、漁業生産額、平均漁家所得、漁場管理活動の回数の維持等定量的な指標を選定することとする

(2) 漁場利用に関する事項

(目標)

漁場における操業ルールの見直し

(取組)

地域の労働力を勘案し、一本釣り、刺し網漁業と採貝・採藻漁業の高齢化は無視できない状況にあることから、相互の連携を強化するとともに、操業ルールの見直しにより漁場利用の合理化を図る。

(3) 漁場の生産力の向上に関する事項

① 種苗放流

(目標)

種苗放流尾数をマダイについて〇〇尾 (H 1 6 年度) から〇〇尾 (H 2 1 年度) に増大、アサリについて〇〇個 (H 1 6 年度) から〇〇個 (H 2 1 年度) まで増大。

(取組)

地域全体で、マダイの種苗放流を実施。D集落においては、アサリの放流を実施。

② 藻場の維持・管理

(目標)

藻場の管理面積を〇〇 m² (H 1 6 年度) から〇〇 m² (H 2 1 年度) に増大。

(取組)

藻場の回復のため、ガンガゼの駆除、ウニの移植を実施。

③ 産卵場・育成場の整備

(目標)

人工イカ産卵礁 (柴) を〇〇箇所毎年設置

(取組)

イカ資源の保護育成を行うため、B集落において、人工イカ産卵礁を設置。

④ 植樹、魚付き林の整備

(目標)

植樹面積を〇〇 m² (H 1 6 年度) から〇〇 m² (H 2 1 年度) に維持。

(取組)

〇〇市〇〇町において、植樹を年2回実施

⑤ 海岸清掃

(目標)

海岸清掃面積を〇〇 m² (H 1 6 年度) から〇〇 m² (H 2 1 年度) に増大

(取組)

地域内で、年〇回海岸清掃を実施。

(4) 創意工夫を活かした新たな取組に関する事項

(目標)

販売魚価を平均〇〇〇円/kg (H 1 6 年度) から〇〇〇円/kg (H 2 1 年度) に向上させる。

(取組)

流通経路の削減や出荷作業の軽減を図るため、集落毎に出荷時間を合わせた共同出荷に取り組む。朝市への共同販売、観光や学校給食との連携により、地産地消の取り組みを進めることで、地元消費に根ざした漁業を目指す。

(5) その他

(目標)

水産物加工の強化により付加価値向上や雇用の確保

(取組)

〇〇漁協の△△加工場の稼働率向上を図り、イカの加工を強化する。

第4 集落協定の共通事項

(1) 集落としての目標

漁業就業者数の推移（注：第3の(1)に定める目標を記載）に関する集落としての目標を定める。

(2) 漁場利用に関する事項

集落における漁場利用に関する事項について記載する。

(3) 漁場の生産力の向上に関する取組

漁場の生産力を向上させるために、具体的に取り組む事項について記載する。なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(4) 集落の創意工夫を活かした新たな取組に関する事項

離島漁業を再生させるための集落の創意工夫を活かした新たな取組について記載する。なお、計画期間中に一つ以上の取組を選択して行うこととする。

第5 集落相互間の連携

対象行為を円滑に実施するとともに、集落活動の成果をより効果的なものとするため、〇〇により、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

第6 関係機関との連携

〇〇市（町村）及び対象漁業集落は、漁業再生活動を実施するにあたって、関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合その他関係機関と連携しつつ行うものとする。〇〇市（町村）の連絡体制は別紙のとおりとする。

第7 交付金の使用方法

〇〇市（町村）の交付金の使用方法については、次のとおり本市（町村）のガイドラインを定めることとしたので、各対象漁業集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 〇〇市（町村）は、交付金を対象漁業集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次の(2)に対して支出する。

(2) 集落は対象行為の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて、集落機能を再編するとの観点から交付金の

額の概ね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

- ① 集落協定の管理体制における担当者の報酬や話し合い、備品等に要する経費
- ② 漁場の生産力の向上に関する取組に要する経費
- ③ 集落の創意工夫を活かした新たな取組に要する経費
- ④ その他雑費として市町村長が特に認める経費

第 8 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

対象漁業集落において、集落協定で定められた対象行為に関する事項が遵守されていない場合には、当該対象漁業集落のすべての協定参加者に対し、協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、〇〇市（町村）は指導等を行う。

(2) 不可抗力の場合の免責

自然災害その他やむを得ない理由により、集落協定により計画されている対象行為が実施されなかった場合は、不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、災害からの復旧等を除き、当該対象漁業集落については当該年度以降の交付金の支払いは行わない。

第 9 集落協定等の公表

〇〇市（町村）は集落協定を認定した場合にはその概要を公表する。また、〇〇市（町村）は毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、地域の漁業の方向に関する目標、漁場の生産力の向上の取組、創意工夫を活かした新たな取組等の取組状況等交付金の実施状況を公表する。

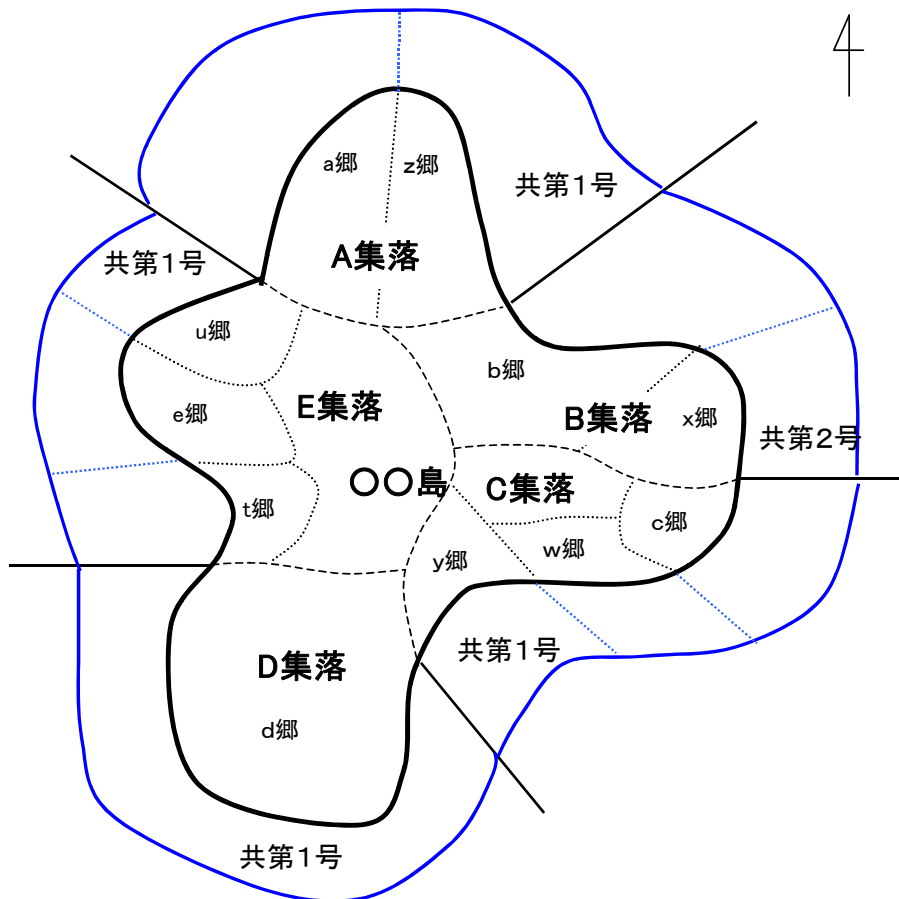
第 10 取組状況等の評価

〇〇市（町村）は、原則として毎年集落の取り組み状況の評価を行う。

第 11 その他必要な事項

交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める第 1 から第 10 までの以外の事項について記載する

1. 対象とする区域（〇〇市：〇〇島（一般離島：平水区域外、航路距離〇〇km）
（促進計画の第2の（1））



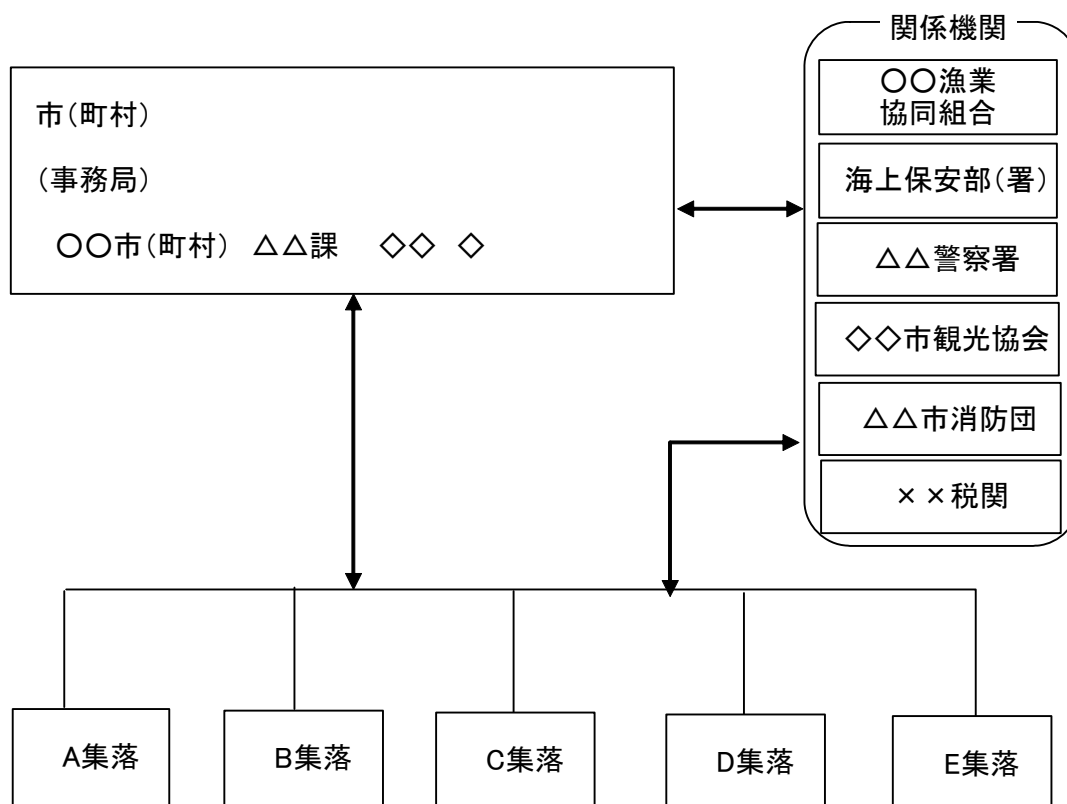
2. 漁業集落（促進計画の第2の（2））

集落名	集落名
A集落	a郷・z郷
B集落	b郷・x郷
C集落	c郷・y郷・w郷
D集落	d郷
E集落	e郷・t郷・u郷

3. 地域の漁業の現状（促進計画の第2の（3））

漁業種類	漁家数	水揚量（トン）	生産額
定置網漁業	○	△	○
一本釣	○	△	○
刺網	○	△	○
魚類養殖	○	△	○
タコ漁業	○	△	○
採貝	○	△	○
採藻	○	△	○
地曳網	○	△	○
加工事業	—		○

4 連絡体制（促進計画第6）



(参考様式第4号)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

都道府県知事 印

市町村離島漁業集落活動促進計画の認定について

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け 16 水漁第 2356 号農林水産事務次官依命通知)第5の3により認定したので通知する。

(参考様式第5号)

〇〇漁業集落規約

(名称)

第1条 この集落は、〇〇漁業集落（以下「集落」という。）と称する。

(区域)

第2条 この集落の区域は、〇〇県〇〇町〇〇郷及び〇〇郷とする。

(目的)

第3条 この集落は、構成員が行っている従来の漁業に加え、種苗放流、植樹、海岸清掃等の漁場の生産力の向上に関する取り組みを適切に行い、新たに、〇〇養殖業に共同で取り組むとともに、朝市・インターネット等による販路拡大を行うことにより、漁業所得の向上による集落を活性化することを目的とする。

(組織)

第4条 この集落は、別表にある漁業者30名、漁業世帯数25戸で構成する。

(代表及び主任)

第5条 この集落に代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名を置くこととし、代表、主任及び監査役は構成員の互選による選任する。

- 2 代表は、この集落を代表し、集落の業務を統括する。
- 3 副代表は、代表が欠席等の際の代表代行として、集落を代表する。
- 4 書記は、集落の業務の事務等を行う。
- 5 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 6 主任は、責任者として事業の管理運営を行う。
- 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(会議)

第6条 集落の会議は、必要に応じ代表が招集する。

- 2 集落の会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の全会一致により決定するものとする。
- 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第7条 集落の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- ① 集落の組織運営に関すること。
- ② 施設及び機器等の設置並びに管理運営に関すること。
- ③ 事業経費の出資及び利益配分に関すること。
- ④ 漁場の生産力の向上と利用に関する話合いに関すること。
- ⑤ 種苗放流、植樹、海岸清掃等の漁場の生産力の向上の取組に関すること。
- ⑥ 〇〇等の集落の創意工夫を活かした取組に関すること。
- ⑦ その他集落の目標達成のために必要であること。

(雑則)

第8条 この規約で定めるものの他、必要な事項についてはその都度協議するものとする。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者氏名 印

離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書

離島漁業再生支援交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知）の第5の2の(1)により認定を受けたい(変更したい)ので、集落協定を添えて申請する。

注1) 漁業集落の規約を添付すること。

2) 協定対象漁業世帯から提出された漁業所得調書を併せて、提出すること。

(参考様式第7号)

集落協定（案）

〇〇市（町村）〇〇集落

認定：平成 年 月 日
変更：平成 年 月 日
変更：平成 年 月 日

※本様式はあくまで記入例であり、これを参考として各集落で作成するものとする。

(記入例)

第1 本協定の趣旨

本集落協定者は、以下の海域を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組と創意工夫を活かした新たな取組を実施することにより、地域漁業の活性化を図るとともに、集落の漁業生産活動によって発揮される多面的機能が確保されるよう、関係者が一致協力して、今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 代表者、構成員の氏名及び住所、協定対象漁業世帯数並びに集落協定の管理体制及び中核的グループ

別紙リストのとおり

第3 計画期間 平成17年度～平成21年度

第4 対象漁業集落の地区及び対象とする海域

別紙海図のとおり

位置	A郷、B郷の地先
海岸線の区域	字Cと字Aの境界点と字Bと字Dの境界点の間
沖出しの長さ	5000m

※ 本表は別紙海図により海域の特定が十分になされていれば、省略することができる。

第5 対象漁業集落の目標

内 容	現状	目標
漁業を活性化することにより、(漁業就業者数を維持・増加する)		

※ () については、促進計画で明らかにされた目標を記述

第6 今後の方向

- (1) これまで主体であった一本釣、刺網、定置網漁業に加え、新たに採貝藻漁業の規模を拡大し、これらを組み合わせた漁業の展開を図る。
- (2) これまで、A郷とB郷で別々に行ってきた漁場利用を共同で利用し、監視活動、保全活動も共同で実施する。
- (3) また、若手グループによるB郷で実施しているブリの曲建網への取組について、必要な漁場の調整を行い、新規漁業の着業を推進する。

第7 漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項（毎年1つ以上実施）

以下の項目から選択する（○印を記入）。

該当	具体的に取る組む事項
	(1) ○○の種苗放流を実施する。
	(2) ウニ・ヒトデの駆除などの藻場・干潟の管理・改善を行う。
	(3) イカ柴など産卵場・育成場の整備を行う
	(4) 養殖漁場の水質改善を行う
	(5) △△地域で植樹を行う
	(6) △△海岸の清掃を行う
	(7) 操業中に回収した海底ゴミを一時保管し、適切に処分する。
	(8) ××海岸の地先で海底清掃を実施する。
	(9) 操業秩序の維持・密漁防止のため、漁場監視を実施する。
	(10) その他（ ）

第8 創意工夫を活かした新たな取組に関する事項（毎年一つ以上実施）

(1) 取組内容

該当	項目	具体的な取組み事項
	・新たな漁具・漁法の導入	
	・新規漁業の着業	
	・流通体制の改善	
	・販路拡大	
	・その他	

(2) 年次計画

（取組内容： ）

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
具体的な取組					

第9 交付金の使用方法

内 容	金 額
(1) 集落協定の管理体制における担当者の報酬	
(2) 交付事務の委託料	
(3) 話し合い・備品に関する経費	
(4) 漁場の生産力の向上に用いる経費	
(ア) 種苗放流	
(イ) 藻場・干潟の管理・改善	
(ウ) 産卵場・育成場の整備	
(エ) 水質維持改善	
(オ) 植樹、魚付き林の整備	
(カ) 海岸清掃	
(キ) 海底清掃	
(ク) 漁場監視	
(ケ) その他	
(5) 創意工夫を活かした新たな取組に要する経費	
(6) その他雑費	

※その他雑費については、市町村長が事業の実施上特に必要と認める経費に限る。

第10 連絡体制

(集落代表者氏名) (連絡先)

(集落副代表者氏名) (連絡先)

第11 その他必要な事項

集落の実状に応じて、集落協定に盛り込むべき事項として市町村が特に認める事項について記載する。

1 構成員リスト (協定の第2)

役職名	氏名*	住所	漁業種類	漁業従事者氏名	確認印
代表者	〇〇〇	〇〇市A郷△△	一本釣		
書記担当	〇〇〇	〇〇市A郷××	定置	〇〇〇	
会計担当	〇〇〇	〇〇市B郷□□	刺網、採貝藻		
	〇〇〇	〇〇市B郷●●	一本釣		

* 漁業世帯の代表者

協定対象漁業世帯数：25世帯

注1) 協定対象漁業世帯数は当該事業年度の4月1日の漁業世帯数とする。

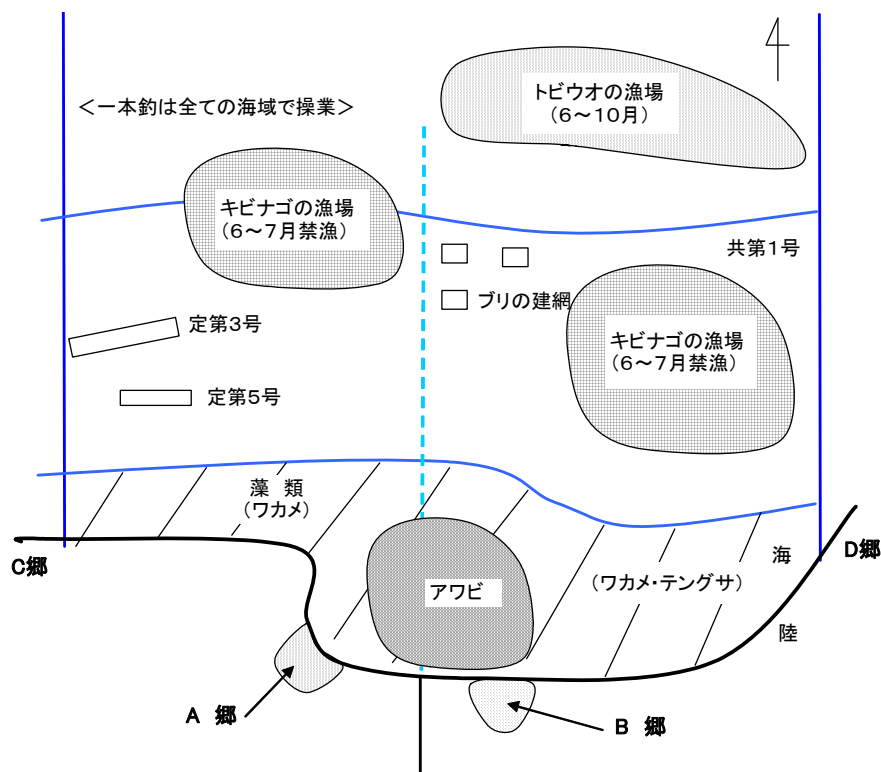
2) 本協定に同意するもののみを記載し、必ず確認印を付すものとする。

2 中核となるグループ (協定の第2)

グループ名	
代表者名*	(歳)
構成員名*	(歳)
	(歳)
共同作業の内容	

* 漁業経営体の代表者名を記載

3 漁業集落の地区及び対象とする海域 (協定の第4、第6)



(参考様式第8号)

漁業所得調書

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

漁業世帯における漁業就業者一人あたりの漁業所得

漁業所得①	漁業就業者数②	①／②

注) 漁業所得調書には、漁業所得額を証明する書類を添付する。

(参考様式第9号)

番 号
平成 年 月 日

集落協定代表者名 殿

市 町 村 長 名 印

離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定書(変更認定書)

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知)の第6の3の(3)に基づき、平成〇年〇月〇日付けで提出された集落協定(の変更)を認定したので通知する。

(参考様式第10号)

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

対象漁業集落の代表者 印

離島漁業再生支援交付金実施状況報告書

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知)の第6の6の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

実施状況報告書

I. 交付対象集落名及び代表者名

集落名

代表者名

II. 集落の目標

III. 対象行為実施状況

1 漁場の生産力向上と利用に関する話合い

2 漁場の生産力の向上に関する取組

3 集落の創意工夫を活かした新たな取組

IV. 集落が行った取組に対する効果

注1) 集落の目標は、集落協定で定めた集落としての目標の現状を記載する。

2) 対象行為実施状況には、交付対象集落が行った行為（委託等により他の者に実施させたものを含む。）を離島漁業再生支援交付金実施要領の運用の別記2「対象行為の記載及び写真の添付について」により具体的内容を記載する。

3) 集落が行った取組による効果は、各取組毎に記載する。

(別紙)

実施状況報告書

I. 交付対象集落名及び代表者名

集落名

代表者名

II. 集落の目標

III. 対象行為実施状況

1 漁場の生産力向上と利用に関する話合い

2 漁場の生産力の向上に関する取組

3 集落の創意工夫を活かした新たな取組

IV. 集落が行った取組に対する効果

注1) 集落の目標は、集落協定で定めた集落としての目標の現状を記載する。

2) 対象行為実施状況には、交付対象集落が行った行為（委託等により他の者に実施させたものを含む。）を離島漁業再生支援交付金実施要領の運用の別記2「対象行為の記載及び写真の添付について」により具体的内容を記載する。

3) 集落が行った取組による効果は、各取組毎に記載する。

(参考様式第11号)

対 象 行 為 確 認 野 帳

現 地 確 認 日	平 成 年 月 日
現 地 確 認 者	印
現 地 確 認 立 会 人	印

対象漁業集落について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1. 交付の適否

適・否

2. 対象漁業集落

漁 業 集 落 名	
代 表 者 名	
住 所	

3. 漁場の生産力の向上に関する活動

確 認 す る 事 項	適 否	備 考
	適・否	

4. 集落の創意工夫を活かした新たな取組

確 認 す る 事 項	適 否	備 考
	適・否	

注：1 集落ごとに作成する。

2 3、4の表の「確認する事項」は、集落協定で定められている事項の実施状況を確認するため、現地確認において、確認すべき事項を記載する。

3 3、4の表の「実施状況の適否」は、「確認する事項」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。備考には否と判定した理由を具体的に記入する。

(参考様式第12号)

番 号
平成 年 月 日

水産庁長官 殿

都 道 府 県 知 事 印

離島漁業再生支援交付金所要額調書

離島漁業再生支援交付金実施要領の運用(平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知)の第12の2の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

集落協定の締結状況

(単位：件、世帯、円)

区 分	協定締結見込数	協定対象漁業 世帯見込数	加算交付見込数	交付見込額
一般離島				
特認離島				
計				

(参考様式第13号)

交 付 金 支 払 調 書

1. 交付金支払日

2. 交付対象漁業世帯数

協定対象漁業世帯数
世帯

3. 交付額

支 払 先 (集落の代表者)		交 付 額 (円)	振 込 先	摘 要
住 所	氏 名			

(参考様式第14号)

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 印

離島漁業再生支援交付金実績報告書

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知)の第10の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1. 集落協定の締結状況

(単位：件、世帯、円)

区 分	協定締結数	協定対象漁業 世帯数	加算交付 世帯数	交付額
一般離島				
特認離島				
計				

2. 負担割合

(単位：円)

区 分	資金取崩額	都道府県費	市町村費	計
一般離島				
特認離島				
計				

(参考様式第15号)

番 号
平成 年 月 日

水産庁長官 殿

都 道 府 県 知 事 印

離島漁業再生支援交付金実績報告書

離島漁業再生支援交付金実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知)の第10の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1. 集落協定の締結状況

(単位：件、世帯、円)

区 分	協定締結数	協定対象 漁業世帯数	加算交付 世帯数	交付額
一般離島				
特認離島				
計				

2. 負担割合

(単位：円)

区 分	資金取崩額	都道府県費	市町村費	計
一般離島				
特認離島				
計				

3. 資金の状況

(単位：円)

前年度末 積立額①	本年度積 立額②	資金取崩 額③	資金残額 ④=① + ② - ③	資金運用 益⑤	返還額 ⑥	次年度持越額 ⑦=④ + ⑤ + ⑥